

財団法人墨田区文化振興財団に対する助成に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>公益財団法人墨田区文化振興財団に対する助成に関する条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>公益財団法人墨田区文化振興財団</u>（以下「財団」という。）の健全な運営と発展を図るため、財団に対する助成について必要な事項を定め、もって墨田区の文化振興に資することを目的とする。</p>	<p><u>財団法人墨田区文化振興財団に対する助成に関する条例</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第1条 この条例は、<u>財団法人墨田区文化振興財団</u>（平成8年3月29日に財団法人墨田区文化振興財団という名称で設立された法人をいう。以下「財団」という。）の健全な運営と発展を図るため、財団に対する助成について必要な事項を定め、もって墨田区の文化振興に資することを目的とする。</p>

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。